

## 第4章 景観重要建造物の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）

地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）の外観が景観上の特徴を有し、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもので、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものを景観重要建造物として指定します。

### <景観重要建造物の指定の方針>

- ①ランドマークとなっているもの。
- ②連続して存在し、まちなみの特徴を表しているもの。
- ③交差点等にあつて、まちなみの特徴を表わしているもの。
- ④歴史的な建造物等で、その地域の歴史を表しているもの。
- ⑤建造物等で優れたデザイン或いは貴重な様式のもの。

ただし、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の規定により指定有形文化財（登録有形文化財を除く。）等となっている建造物は対象外。また、県及び市条例の規定により指定有形文化財等となっている建造物も、原則、対象外。

## 第5章 景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）

地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもので、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものを景観重要樹木として指定します。

### <景観重要樹木の指定の方針>

- ①地域の景観上の特徴を構成しているもの。
- ②寺社のみどりなど歴史的景観を構成するもの。
- ③地域住民に親しまれ地域のシンボルになっているもの。
- ④新たな景観を創出することが望まれる地域においてシンボルとなるもの。

ただし、文化財保護法の規定により指定記念物等となっている樹木は対象外。また、県及び市条例の規定により指定天然記念物等となっている樹木も、原則、対象外。

## 第6章 屋外広告物の表示に関する行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第5号イ関係)

本市は、平成9年の中核市移行に伴い、公衆への危害防止、美観風致の維持保全、良好な景観形成のために「長崎市屋外広告物条例」を制定し、屋外広告物行政を展開してきました。

「長崎市屋外広告物条例」において、市域を広告物は自家用広告物の表示のみに限る「禁止地域」と一般広告物の表示も可能な「許可地域」に分類して指定しています。

また、都市計画法による用途地域等にあわせて、「許可地域」を第1種から第3種までに分類し、制限を定めています。

さらに、良好な景観を形成するために、広告物の種類ごとに詳細な許可基準を設定するとともに、高速自動車道や国道34号等の幹線道路沿いを禁止地域に指定しています。

### I 基本的な考え方

屋外広告物は、景観を構成する重要な要素であることから、良好な景観を形成するために、景観計画区域内において、屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関して、位置、形態、意匠、色彩、材料等について、周辺の景観と調和が保たれるよう必要な制限を現在の「長崎市屋外広告物条例」に付加して定めます

#### 1 市全域での屋外広告物の表示に関する共通事項

市全域において、長崎市屋外広告物条例（平成9年条例18号）に基づいた屋外広告物の表示に関する行為の制限を行います。

大規模屋外広告物を対象として、表示に関する共通事項を定め良好な広告景観を誘導します。

#### 2 特徴のある地区での基準の設定

景観形成重点地区においては、通常の規制基準のほか景観特性に合わせて設定した、地区毎の屋外広告物の基準を屋外広告物条例に基づき設けます。

また、本市のイメージを印象づける場所や歴史的に重要な場所等、屋外広告物が周囲の景観に対して与える影響が大きいと認められる地区については、屋外広告物に関するルールを検討し、ルールに基づいた取組を進めていきます。

## ■ II 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限

### 1 対象行為

行為内容	対象規模
大規模屋外広告物の表示、設置、変更又は改造	1事業所等につき表示面積の合計が、10㎡を超える屋外広告物で、次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告塔、ポール型広告で、高さが10mを超えるもの又は1面の表示面積の総合計が15㎡を超えるもの</li> <li>・ 建築物に付随する広告物で、建築物の軒の高さから5mを超えるもの又は1面の表示面積の総合計が15㎡を超えるもの</li> <li>・ 高さが20m（ただし、市街化区域外にあっては13m）を超える建築物に付随するもの</li> </ul>
特徴のある地区内の屋外広告物の表示、設置、変更又は改造	・ 1事業所等につき表示面積の合計が、10㎡を超える屋外広告物

### 2 大規模屋外広告物の景観形成基準（特徴のある地区を含む市全域）

#### （1） 共通要件

項目	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まちなみ景観を構成する一員として、周辺のまちなみから突出しないように努めること</li> <li>・ 遠景の山々又は海面若しくは景観資源に対する道路又は眺望場所（視点場）からの眺望を損なわないように、道路境界からの後退や高さを抑えるように努めること</li> <li>・ 建築物に付随する場合は、建築物とのバランスを崩さず、建築物の前面に突出しない位置となるよう努めること</li> </ul>
表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財、史跡の周辺等、景観上重要な地点では、屋外広告物の掲出は極力行わないように努めること</li> <li>・ 複数表示する場合は、大きさをそろえるか又は集合化に努めること</li> </ul>
意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記号化又は図案化によって文字数を減らし、シンプルにまとめるよう努めること</li> <li>・ 周囲の良好な自然景観を阻害しないよう配慮すること</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物の地色は、マンセル表色系の彩度7以下のものとする</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物の破損や塗料の剥げ落ち等による景観阻害を生じないよう努めること</li> <li>・ 不用な看板を放置しないよう努めること</li> </ul>

(2) 個別要件

種別	景観形成基準
屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塔状の広告物は設置しない。</li> <li>・建築物の塔屋部には設置しない。</li> <li>・支柱は、遮蔽する。</li> <li>・裏面は、覆いや塗装などを施す。</li> </ul>
突出広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物が複数ある場合は、形状を統一する。統一できない場合は、集合化する。</li> </ul>
ポール型広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物が複数ある場合は、形状を統一する。統一できない場合は、集合化する。</li> </ul>

### 3 特徴のある地区内の屋外広告物の景観形成基準

特徴のある地区において、地域の特性に応じた屋外広告物の景観形成基準を定める。

表6-1 景観形成重点地区「東山手・南山手地区」における屋外広告物の景観形成基準

地区区分	景観形成基準
全 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。</li> <li>・屋上広告は設置しない。</li> <li>・地上からの高さ3m以上の部分におけるネオン管その他の照明を使用する広告物及び窓面広告は設置しない。</li> </ul>

※ 屋外広告物の種類及び規格は、長崎市屋外広告物条例施行規則（平成9年規則第6号）第10条による（以下、同様）。

表6-2 景観形成重点地区「中島川・寺町地区」における屋外広告物の景観形成基準

地区区分	景観形成基準
全 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。</li> </ul>
風頭緑のゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・突出広告、屋上広告は設置しない。</li> <li>・建築物等の塔屋部には広告物を設置しない。</li> </ul>
寺町通り歴史のゾーン まちのゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・突出広告は、集合化する。</li> <li>・建築物の1、2階部分におけるネオン管その他の照明を使用する広告物及び窓面広告は設置しない。</li> <li>・建築物等の屋根部（ただし、1階の屋根部を除く。）及び塔屋部には広告物を設置しない。</li> </ul>
中島川水辺ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上広告は設置しない。</li> <li>・突出広告は、集合化する。</li> <li>・広告塔、広告板、屋上広告、地上からの高さ3m以上の部分におけるネオン管その他の照明を使用する広告物及び窓面広告は設置しない。</li> </ul>

表6-3 景観形成重点地区「館内・新地地区」における屋外広告物の景観形成基準

地区区分	景観形成基準
全 域	・ 広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。
唐人屋敷ゾーン	・ 和風・中国風の賑わいを演出する趣のあるものとする。 ・ 建築物等の屋根部（ただし、1階の屋根部を除く。）及び塔屋部には広告物を設置しない。
広馬場商店街ゾーン	・ 大正レトロ風の賑わいを演出する趣のあるものとする。 ・ 建築物等の屋根部（ただし、1階の屋根部を除く。）及び塔屋部には広告物を設置しない。
新地ゾーン	・ 中国風の賑わいを演出する趣のあるものとする。 ・ 建築物等の屋根部（ただし、1階の屋根部を除く。）及び塔屋部には広告物を設置しない。

表6-4 景観形成重点地区「平和公園地区」における屋外広告物の景観形成基準

地区区分	景観形成基準
全 域	・ 広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。
公園ゾーン	・ 松山町交差点から松山高架橋間及び長崎電気軌道の軌道境界及び停留所の敷地境界から1.5m以内は、広告物を設置しない（ただし、自家用広告物を除く）。 ・ 屋上広告、突出広告、ネオン管その他の照明を使用する広告は設置しない。
住宅地ゾーン 文教ゾーン 天主堂ゾーン 運動公園ゾーン	・ 屋上広告、ネオン管その他の照明を使用する広告は設置しない。
商店街ゾーン	・ 賑わいを演出する趣のあるものとする。 ・ 屋上広告、ネオン管その他の照明を使用する広告は設置しない。ただし、3階以下の部分に設置・表示するものを除く。
沿道ゾーン	・ 長崎電気軌道の軌道境界及び停留所の敷地境界から1.5m以内は、広告物を設置しない（ただし、自家用広告物を除く）。 ・ 屋上広告、ネオン管その他の照明を使用する広告は設置しない。ただし、3階以下の部分に設置・表示するものを除く。

表6-5 景観形成重点地区「外海地区、深堀地区、高島北溪井坑跡地区」における屋外広告物の景観形成基準

地区区分	景観形成基準
全 域	・ 広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。 ・ 屋上広告は設置しない。 ・ 建築物等の塔屋部には広告物を設置しない。

## 第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第5号口関係)

道路や公園、河川、海岸、港湾、漁港などの公共施設は、長崎市の景観を構成する重要な要素であり、地域の景観の骨格を形づくっています。また、多くの人々が利用する公共施設は、地域の景観に与える影響が大きく、質の高い公共施設の整備は、地域景観の向上に直接つながるとともに、市民の景観意識を高め、自主的な景観まちづくりに取組まれるきっかけともなります。そこで、公共施設とその周辺の自然やまちなみ等が一体となった良好な景観形成を総合的に推進するため、良好な景観の形成に重要な公共施設について、景観法に基づく「景観重要公共施設」の制度を活用し、地域のまちづくりや観光地づくりの取り組みと連携して、法第8条第2項第5号口及びハに基づき、景観重要公共施設として「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定め、先導的に景観形成を進めます。

公共施設の整備の際は、国土交通省策定の「景観形成ガイドライン」に則った整備を行うことを基本としますが、本計画に定める「景観重要公共施設（道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港）」については、同ガイドラインのほか、本計画に定める事項に則った整備を行います。

### ■ I 長崎市における景観重要公共施設

#### 1 景観重要公共施設の選定方針

以下のような方針で、良好な景観の形成に重要な公共施設を景観重要公共施設に選定します。

**【選定方針1】** 長崎市の景観を特徴づける良好な景観の主要な構成要素となっている公共施設

- ①本計画に定める景観形成重点地区の景観の主要な構成要素となっている公共施設
- ②長崎の特徴的な大景観の主要な構成要素となっている公共施設
- ③主要な眺望場所となっている公共施設

本計画に定める景観形成重点地区は、長崎市の景観の魅力をさらに高めるために、本市の景観的な特性が備わった地区（拠点など）や景観まちづくりへの住民の気運が高まった地区で、より積極的に景観まちづくりに取り組んでいく地区を位置づけたものです。これらの地区の景観の主要な構成要素となっている公共施設を景観重要公共施設として位置付け、良好な景観形成を先導します。

また、多くの市民に親しまれ、来訪者に感動を与える眺望景観は、長崎市の重要な地域資源です。パノラマ景観の対象の主要な要素になっている自然の海岸や山のみどり、集落などと一体となった公共施設や道路や公園等の主要な眺望場所を景観重要公共施設として位置づけ、良好な景観の形成を図ります。

### 【選定方針2】長崎市のエントランスであり、市内各地域を結ぶ公共施設（シンボルロード）

市内各地域を結ぶ主要な道路は、観光客など多くの人々が長崎市を訪れる際のエントランスであるとともに、市中心部と市内各地の観光地を結ぶルートにもなるため、この道路景観や道路からの眺望は、人々に長崎を印象づける重要な要素となっています。

また、「地域活動を支える海外との貿易」「通勤・通学・観光等における海上交通」など市民生活に重要な役割を担っている港湾施設やリアス式海岸の入り江を活かした漁港施設などは、地域を結ぶ結節点としての要素や活気のある水産業の風景を醸し出しています。

このため、広域的に景観的連続性が感じられ、良好な眺望が得られるシンボルロードとしての道路施設や交通結節点としての港湾施設、水産業の拠点としての賑わいや活気のある漁港施設の景観形成を図ります。

## 2 景観重要公共施設の指定

景観重要公共施設の選定方針に基づき、表7-1に示す公共施設を景観重要公共施設に指定します。また、これらの施設以外でも、景観上重要な公共施設については、施設管理者の同意を得た上で、順次指定していきます。

### 【選定方針1に該当する景観公共施設】

選定方針1に該当する景観重要公共施設の候補として、景観形成重点地区「東山手・南山手地区」の鍋冠山に位置する「鍋冠山公園」、景観形成重点地区「中島川・寺町地区」の区域内を南西に向けて流下する「中島川」と沿岸の「中島川公園」、風頭山に位置する「風頭山公園」、「景観まちすじ・まちかど地区（寺町通り、中通りなど）」、景観形成重点地区「平和公園地区」の地区内を南に向けて流下する「浦上川」と支流の「下の川」、地区の中核施設である「平和公園」、景観まちすじ・まちかど地区である「市道松山町大橋町線」など、各景観形成重点地区の良好な景観の主要な構成要素となっている公共施設を挙げています。

このほか、「稲佐山公園」や「長崎港」は長崎市を代表する眺望景観の主要な構成要素と一体となる公共施設であり、主要な眺望場所となっている公共施設です。

### 【選定方針2に該当する景観公共施設】

選定方針2に該当する景観重要公共施設の候補として、国道202号、国道206号、国道499号、国道34号、国道324号の一部区間からなる「市内各地域を結ぶ主要な道路」や港湾、漁港施設を挙げています。

表7-1 景観重要公共施設の一覧 (1/3)

名 称	指定範囲 (指定区間)	備考
<b>1. 道路法による道路</b>		
<b>1-① 市内各地域を結ぶ主要な道路</b>		
(1) 国道34号	起点：中里町 終点：江戸町	・市内各地域を結ぶ主要な幹線道路 ・市へのエントランス
(2) 国道202号	起点：神浦口福町 終点：江戸町	・角力灘の島々や夕陽を楽しめる主要な景観構成要素となる道路
(3) 国道206号	起点：江戸町 終点：琴海形上町	・市内各地域を結ぶ主要な道路 ・大村湾や尾戸半島を望む主要な景観構成要素となる道路
(4) 国道251号	起点：江戸町 終点：川内町	・市内各地域を結ぶ主要な道路 ・橘湾の朝日や牧島を望む主要な景観構成要素となる公共施設
(5) 国道324号	起点：江戸町 終点：茂木町	・市内各地域を結ぶ主要な道路
(6) 国道499号	起点：江戸町 終点：脇岬町	・市内各地域を結ぶ主要な道路 ・角力灘の島々や夕陽を楽しめる主要な景観構成要素となる道路
(7) (県) 深堀三和線	起点：深堀町5丁目 終点：蚊焼町	・角力灘の島々や夕陽を楽しめる主要な景観構成要素となる道路
(8) (県) 野母崎宿線	起点：野母町 終点：宿町	・橘湾の朝日や天草灘を望む主要な景観構成要素となる道路
<b>1-② 景観形成重点地区内の主要な道路</b>		
(1) (市) 浜町伊勢町線 (寺町通り)	起点：鍛冶屋町 終点：八幡町	【中島川・寺町地区】 景観まちすじ・まちかど地区
(2) (市) 伊勢町大浦町線 (中通り)	起点：伊勢町 終点：古川町	
(3) (市) 鍛冶屋町古川町1号線 (東古川町通り)	起点：鍛冶屋町 終点：古川町	
(4) (市) 籠町稲田町1号線	起点：籠町 終点：稲田町	【館内・新地地区】 (唐人屋敷ゾーン) (広場場商店街ゾーン) 景観まちすじ・まちかど地区
(5) (市) 西小島館内町1号線	起点：館内町 終点：館内町	
(6) (市) 新地町2号線	起点：新地町 終点：新地町	【館内・新地地区】 (新地ゾーン) 景観まちすじ・まちかど地区
(7) (市) 新地町3号線	起点：新地町 終点：新地町	
(8) (市) 松山町大橋町線 (大浦天主堂通り)	起点：松山町 終点：上野町	【平和公園地区】 景観まちすじ・まちかど地区
(9) (市) 岡町上野町線 (サントス通り)	起点：岡町 終点：上野町	
(10) (市) 松山町本原町線	起点：松山町 終点：上野町	
(11) (市) 平野町平和町2号線 (アンジェラス通り)	起点：平野町 終点：平和町	



表7-1 景観重要公共施設の一覧 (2/3)

名 称		指定範囲 (指定区間)	備考
<b>2. 河川法による河川など</b>			
2-①中島川		河川区域 (中島川・寺町地区内)	景観形成重点地区「中島川・寺町地区」の主要な景観構成要素となる河川
2-②銅座川		河川区域 (館内・新地地区内)	景観形成重点地区「館内・新地地区」の主要な景観構成要素となる河川
2-③浦上川		河川区域 (平和公園地区内)	景観形成重点地区「平和公園地区」の主要な景観構成要素となる公共施設
2-④下の川 (都市下水路)		河川区域 (平和公園地域内)	
<b>3. 都市公園法による都市公園</b>			
3-①鍋冠山公園		都市公園区域 (東山手・南山手地区)	景観形成重点地区「東山手・南山手地区」の主要な景観構成要素となる公園
3-②中島川公園		都市公園区域 (中島川・寺町地区内)	景観形成重点地区「中島川・寺町地区」の主要な景観構成要素となる公園
3-③風頭公園		都市公園区域 (中島川・寺町地区内)	
3-④平和公園		都市公園区域 (平和公園地区内)	景観形成重点地区「平和公園地区」の主要な景観構成要素となる公園
3-⑤稲佐山公園		都市公園区域	稲佐山の眺望景観と一体となる公共施設
<b>4. 港湾法による港湾</b>			
4-①長崎港(県)	重要港湾	港湾区域及び港湾施設	長崎の特徴である大景観の主要な構成要素である港湾施設
4-②茂木港(県)	地方港湾	港湾区域及び港湾施設	
4-③太田尾港(県)	地方港湾	港湾区域及び港湾施設	
4-④伊王島港(県)	地方港湾	港湾区域及び港湾施設	
4-⑤高島港(県)	地方港湾	港湾区域及び港湾施設	
4-⑥脇岬港(県)	地方港湾	港湾区域及び港湾施設	
4-⑦古里港(県)	地方港湾	港湾区域及び港湾施設	
4-⑧神ノ浦港(県)	地方港湾	港湾区域及び港湾施設	
4-⑨池島港(県)	地方港湾	港湾区域及び港湾施設	
4-⑩小口港(県)	地方港湾	港湾区域及び港湾施設	
4-⑪東望港(県)	56条港湾	港湾区域及び港湾施設	

表7-1 景観重要公共施設の一覧 (3/3)

名 称		指定範囲 (指定区間)	備考
5. 漁港漁場整備法による漁港			
5-①長崎漁港(県)	特定第3種漁港	漁港区域	長崎の特徴である大景観の主要な構成要素である漁港施設
5-②式見漁港(県)	第2種漁港	漁港区域	
5-③野母漁港(県)	第2種漁港	漁港区域	
5-④樺島漁港(県)	第2種漁港	漁港区域	
5-⑤出津漁港(市)	第1種漁港	漁港区域	
5-⑥黒崎漁港(市)	第1種漁港	漁港区域	
5-⑦相川漁港(市)	第1種漁港	漁港区域	
5-⑧手熊漁港(市)	第1種漁港	漁港区域	
5-⑨福田漁港(市)	第1種漁港	漁港区域	
5-⑩沖の島漁港(市)	第1種漁港	漁港区域	
5-⑪南風泊漁港(市)	第1種漁港	漁港区域	
5-⑫深堀漁港(市)	第1種漁港	漁港区域	
5-⑬蚊焼漁港(市)	第1種漁港	漁港区域	
5-⑭野野串漁港(市)	第1種漁港	漁港区域	
5-⑮為石漁港(市)	第1種漁港	漁港区域	
5-⑯戸石漁港(市)	第1種漁港	漁港区域	
5-⑰網場漁港(市)	第1種漁港	漁港区域	

■景観重要公共施設の配置（全市域）



図 7-1 景観重要公共施設の位置等（全市域）

■景観重要公共施設の配置（景観形成重点地区内）

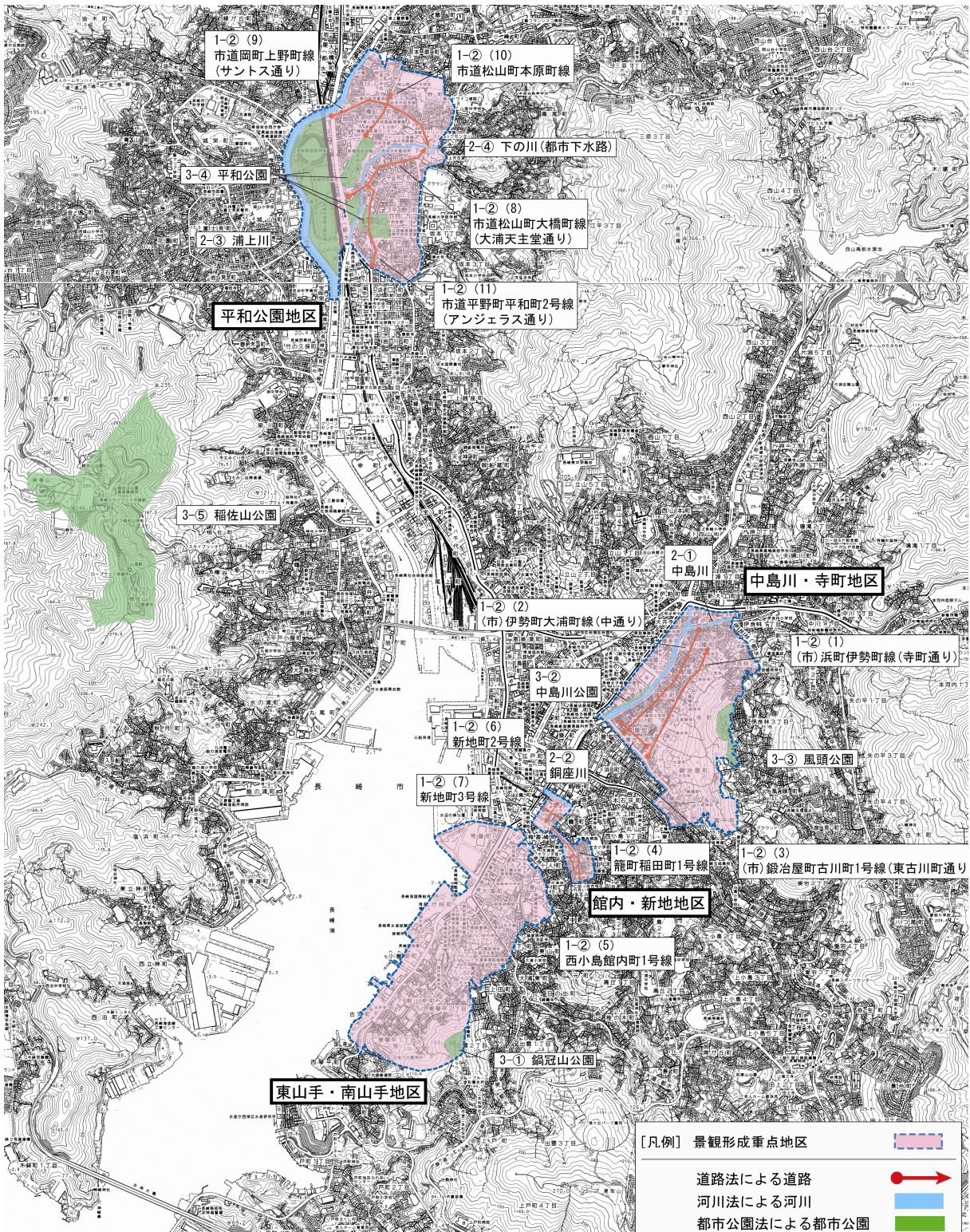


図 7-2 景観重要公共施設の位置等（景観形成重点地区内）

## II 景観重要公共施設の整備に関する事項

### 1 道路法による道路

#### 1-① 市内各地を結ぶ主要な道路

「市内各地を結ぶ主要な道路」は、長崎市への来訪者を含めた多くの人々が利用するシンボルロードとして景観形成を図る道路です。

景観重要公共施設の整備の際には、次に掲げる事項に配慮するよう努めるものとします。

- ◆街路樹などによる沿道の緑化を図る。
- ◆道路の法面は、緑化を行うなど、周辺景観と調和するものとする。
- ◆防護柵や照明灯、案内サイン、電柱などの道路付属物は、色彩や形態、設置位置に配慮し、統一感のあるデザインとするとともに、沿道景観との調和に配慮する。
- ◆特に眺望のよい区間には、休憩場所を設置するなど、眺望景観を楽しむことができるような工夫をする。
- ◆特に長崎港周辺の区間では、沿道の照明等により夜景の魅力を演出する。

#### 1-② 景観形成重点地区内の主要な道路

長崎市の特徴のある地区には、歴史的な雰囲気を感じさせる「まちすじ・まちかど」があり、道路は重要な構成要素となっています。これらは、生活のための道路であるばかりでなく、観光資源としても重要な道路です。このような道路を整備する際は、歴史的雰囲気の創出を基本として、歩いて楽しめるような道路空間づくりを進めます。

景観重要公共施設の整備の際には、次に掲げる事項に配慮するよう努めるものとします。

- ◆道路の路面は、利用者の安全性、快適性に配慮するとともに、地域の景観と調和した素材を積極的に用い、歴史的雰囲気を創出する。
- ◆歩行者空間は、歩行者の安全性、快適性に配慮するとともに、沿道景観との調和に配慮した舗装とする。
- ◆防護柵や照明灯、案内サイン、電柱などの道路付属物は、色彩や形態、設置位置に配慮し、周辺の歴史的雰囲気に調和するものとする。
- ◆街路樹は、道路幅員や沿道の土地利用の状況を考慮し、適切な樹形を保つなど維持管理に努める
- ◆必要に応じて、街角などにランドマークとなる植栽などを設置して、特徴的なまちなみ景観を演出する
- ◆歩道や休憩場所を設け、良好な歩行者空間を確保する。
- ◆特に眺望のよい区間には、休憩場所を設置するなど、眺望景観を楽しむことができるような工夫をする。
- ◆特に質の高い景観を形成する必要がある区間では、無電柱化を進め、質の高い景観を形成する。
- ◆水路はできるだけ開渠とする。

## 2 河川法による河川など

### 2-① 中島川

長崎市を中心市街地を流れる中島川には、眼鏡橋をはじめ多くの石橋が架設され、観光資源としても重要な河川です。中島川の整備の際は、石橋群の歴史的雰囲気との調和を基本として、良好な景観を形成します。

景観重要公共施設の整備の際には、次に掲げる事項に配慮するよう努めるものとします。

- ◆護岸は石積みとするなど、眼鏡橋等の石橋のイメージを大切にし、歴史的雰囲気と調和するものとする。
- ◆中島川への眺めを確保し、親水性の高い河川景観を形成する。
- ◆オープンスペースのあるゆとりの感じられる河川空間を形成する。

### 2-② 銅座川

銅座川は、長崎市を中心市街地を流れる中島川の支流で、長崎の観光拠点である新地中華街に隣接しており、多くの観光客が訪れる場所となっています。

銅座川の整備の際は、地域の歴史的雰囲気との調和を基本として、良好な景観を形成します。

景観重要公共施設の整備の際には、次に掲げる事項に配慮するよう努めるものとします。

- ◆護岸整備等の整備の際は、周囲と調和する素材を使用するようにする。
- ◆河川通路の整備の際は、柵やサイン、照明等の付属物のデザインに工夫し、周辺景観と調和したものとする。

### 2-③ 浦上川

中島川とともに中心市街地の代表的河川である浦上川は、小河川が多い本市の河川の中では比較的川幅が広く、河畔の平和公園（運動公園）とともに市民の憩いの場を形成する重要な河川です。浦上川の整備の際は、親水性が高く、ゆとりの感じられる河川空間とすることを基本とし、良好な景観を形成します。

景観重要公共施設の整備の際には、次に掲げる事項に配慮するよう努めるものとします。

- ◆オープンスペースのあるゆとりの感じられる河川空間を形成する。
- ◆護岸は、緩傾斜護岸や階段護岸などを用い、親水性を高めるよう工夫する。

### 2-④ 下の川（都市下水道）

下の川は、浦上川の支流であり河畔の平和公園（原爆中心碑公園）とともに平和を祈る場としても重要な河川です。下の川の整備の際は、親水性が高く、ゆとりの感じられる河川空間とすることを基本とし、平和公園と調和のとれた良好な景観づくりを進めます。

景観重要公共施設の整備の際には、次に掲げる事項に配慮するよう努めるものとします。

- ◆河川の生態系や自然景観を活かし、水際の植生回復など多自然型川づくりに努める。
- ◆水辺を含むみどりが一体となった景観形成を進めるため、河川沿いや水辺の植栽を適切に維持、保全、創出する。
- ◆地域に親しまれている河川沿いの樹木や植栽などの維持管理に地域住民が参加する機会を持つように努める

### 3 都市公園法による都市公園

#### 3-① 鍋冠山公園

鍋冠山公園は、南山手地区の上方、鍋冠山の山頂に位置し、園内の展望台からは長崎港、稲佐山、南山手のグラバー園や東山手の洋館群を一望することができます。鍋冠山公園の整備の際は、鍋冠山の自然環境との調和を基本としつつ、長崎港一帯への眺めの活用により、良好な景観を形成します。

景観重要公共施設の整備の際には、次に掲げる事項に配慮するよう努めるものとします。

- ◆鍋冠山の自然環境との調和に配慮する。
- ◆長崎港、稲佐山、南山手のグラバー園や東山手の洋館群への眺めを保全、活用する。
- ◆公園内の施設やサイン等の設備について、既存のもの維持管理を充実するとともに、新規整備の際は、デザイン、色彩の統一を図り、眺望に配慮した配置とする。

#### 3-② 中島川公園

中島川公園は、市内中心部を流れる中島川沿いにある公園で、中島川に架設された眼鏡橋や様々な石橋群を見ることができ、市民のみならず、多くの観光客で賑わう公園です。中島川公園の整備の際は、石橋群の歴史的雰囲気との調和を基本とし、中島川への眺めの活用により、良好な景観を形成します。

景観重要公共施設の整備の際には、次に掲げる事項に配慮するよう努めるものとします。

- ◆石橋群の歴史的雰囲気との調和に配慮する。
- ◆地域に開かれた公園・緑地として、道路に面する部分での歩行できる空間の確保など工夫をする
- ◆水辺を意識させる空間づくりのため、橋の両端を活用した広場的空間の確保など、沿川や周囲のまちに水面を見せるよう工夫する。
- ◆中島川への眺めを確保し、親水性の高い河川景観を形成する。
- ◆地域の歴史や文化を感じさせる場所がある場合は、場所に応じて、道路付属物や舗装部等に歴史を感じさせるデザインを使用するなどの工夫をする
- ◆公園内の施設やサイン等の設備について、既存のもの維持管理を充実するとともに、新規整備の際は、デザイン、色彩の統一を図る。また、ライトアップを行うなど夜間景観に配慮した景観づくりを進める。
- ◆地域に親しまれている花壇、樹木や植栽の維持管理に地域住民が参加する機会を持つように努める

### 3-③ 風頭公園

風頭公園は、風頭山の山頂に位置し、ハタ揚げや桜の名所として市民に親しまれており、坂本龍馬像のある展望台からは、長崎港や中心市街地を一望できます。風頭公園一帯の緑の保全を基本としつつ、長崎港一帯への眺望の保全により、良好な景観を形成します。

景観重要公共施設の整備の際には、次に掲げる事項に配慮するよう努めるものとします。

- ◆風頭山の自然環境との調和に配慮する。
- ◆長崎港一帯への眺めを保全、活用する。
- ◆公園内の施設やサイン等の設備について、既存のものの維持管理を充実するとともに、新規整備の際は、デザイン、色彩の統一を図る。

### 3-④ 平和公園

平和公園は、原爆の真相を訴えるとともに、世界平和と文化交流のための祈念施設として、また、野球場やラグビー・サッカー場などを有する運動公園として親しまれている重要な公園です。平和公園の整備の際は、公園縁の樹林帯の保全を基本とし、良好な景観を形成します。

景観重要公共施設の整備の際には、次に掲げる事項に配慮するよう努めるものとします。

- ◆一帯のランドマークともなっている公園縁の樹林帯を保全する。
- ◆祈念像地区においては、緑に囲まれた静謐な雰囲気を保ちつつ、祈念像、平和の泉、浦上天主堂、稲佐山への眺望を確保する。
- ◆場所に応じて、地形的な特徴を活かした施設整備に努める（崖上に位置する場合は、眺望を活かした広場の確保、水辺がある場合は親水性に配慮したデザイン、植栽等工夫する）
- ◆公園内の施設やサイン等の設備について、既存のものの維持管理を充実するとともに、新規整備の際は、デザイン、色彩の統一を図る。

### 3-⑤ 稲佐山公園

稲佐山は、長崎市のランドマークとして広く市民に親しまれています。稲佐山公園は、稲佐山の山頂周辺に位置し、稲佐山と一体となって景観を構成しています。展望台からは、長崎港口から中心市街地、北部市街地一望できます。稲佐山公園の整備の際は、稲佐山の自然環境との調和を基本としつつ、長崎港一帯への眺めの活用により、良好な景観を形成します。

景観重要公共施設の整備の際には、次に掲げる事項に配慮するよう努めるものとします。

- ◆稲佐山の自然環境との調和に配慮する。
- ◆長崎港一帯への眺めを保全、活用する。
- ◆公園内の施設やサイン等の設備について、既存のものの維持管理を充実するとともに、新規整備の際は、デザイン、色彩の統一を図る。



## 4 港湾法による港湾

### 4-① 長崎港

長崎港は、開港以来長崎の歴史を育んできた海外交流や産業の基幹となる港です。また、歴史の周辺の高台等から眺められるすり鉢状の地形の底にあたる重要な景観資源であり、同時に、周辺の斜面市街地や山なみを見渡すことのできる重要な視点場です。

### 4-②～⑪ 長崎港以外の港湾

各港湾は、周辺の幹線道路や小高い丘などから眺められる大景観の要素として重要な景観資源であり、自然海岸や山のみどり、集落、地域の産業と調和した風景が美しい場所です。

景観重要公共施設の整備の際には、次に掲げる事項に配慮するよう努めるものとします。

- ◆施設を設ける場合は、景観面に配慮した工法の採用や周辺景観との調和に配慮するとともに、砂浜や海への眺望を妨げないように配慮する。
- ◆防護柵を設ける場合は、港内や対岸への視認性に配慮する。
- ◆工場等の屋根や外壁等については、港や水域の雰囲気や背景となる山なみと調和する色彩を用いるなどして、整然とした景観の形成に配慮する。

## 5 漁港漁場整備法による漁港

### 5-① 長崎漁港

長崎漁港は、周辺のあらゆる場所から眺められる重要な景観資源であり、同時に、長崎市の中心部を見渡すことのできる重要な視点場です。

### 5-②～⑰ 長崎漁港以外の漁港

各漁港は、周辺のあらゆる場所から眺められる大景観の要素として重要な景観資源であり、自然海岸や山のみどり、集落と調和した風景が美しい場所です。

景観重要公共施設の整備の際には、次に掲げる事項に配慮するよう努めるものとします。

- ◆施設を設ける場合は、景観面に配慮した工法の採用や周辺景観との調和に配慮するとともに、砂浜や海への眺望を妨げないように配慮する。
- ◆防護柵を設ける場合は、港内や対岸への視認性に配慮する。
- ◆工場等は、屋根や外壁等について、港や水域の雰囲気と調和する色彩を用いるなどして、整然とした景観の形成に配慮する。

### Ⅲ 占用許可基準

#### 1 道路法による道路

表7-2 「1-①市内各地を結ぶ主要な道路」の占用許可基準

種別	占用許可基準
位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・眺望景観を著しく阻害しないような位置・高さとする。</li> <li>・標識やサイン等の認知を妨げない位置・高さとする。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観との調和に配慮し、突出した印象を与えるような形態・意匠を避ける。</li> <li>・色彩は、周辺景観との調和に配慮し、けばけばしくならないものとする。</li> <li>・材料は、周囲の景観と調和したものとする。</li> </ul>

表7-3 「1-②景観形成重点地区内の主要な道路」の占用許可基準

種別	占用許可基準
位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標識やサイン等の認知を妨げない位置・高さとする。</li> <li>・自動販売機は、原則として野立てとせず、建築物等の中へ取り込むものとする。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観との調和に配慮し、突出した印象を与えるような形態・意匠を避ける。</li> <li>・色彩は、周辺景観との調和に配慮し、けばけばしくならないものとする。</li> <li>・材料は、周囲の景観と調和したものとする。</li> <li>・電柱、変圧塔、広告塔及びこれに類する工作物の色彩は、周辺景観と調和するものとする。ただし、事前の協議で占用者に対し長崎市より指示のあったものについては、この限りではない。</li> <li>・自動販売機は、やむをえず野立とする場合は、色彩、覆い等の配慮を行い、周囲の景観に調和するものとする。</li> </ul>

## 2 河川法による河川

表7-4 「2-① 中島川」の占用許可基準

種別	占用許可基準
位置・高さ	・中島川への眺めを著しく阻害しないような位置・高さとする。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観との調和に配慮し、突出した印象を与えるような形態・意匠を避ける。</li> <li>・色彩は、周辺景観との調和に配慮し、けばけばしくならないものとする。</li> <li>・材料は、周囲の景観と調和したものとする。</li> <li>・電柱、広告塔及びこれに類する工作物の色彩は、周辺景観と調和するものとする。ただし、事前の協議で占用者に対し長崎市より指示のあったものについては、この限りではない。</li> </ul>

表7-5 「2-③ 浦上川」の占用許可基準

種別	占用許可基準
位置・高さ	・浦上川への眺めを著しく阻害しないような位置・高さとする。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観との調和に配慮し、突出した印象を与えるような形態・意匠を避ける。</li> <li>・色彩は、周辺景観との調和に配慮し、けばけばしくならないものとする。</li> <li>・材料は、周囲の景観と調和したものとする。</li> <li>・電柱、広告塔及びこれに類する工作物の色彩は、周辺景観と調和するものとする。ただし、事前の協議で占用者に対し長崎市より指示のあったものについては、この限りではない。</li> </ul>

### 3 都市公園法による都市公園

表7-6 「3-① 鍋冠山公園」の占用許可基準

種別	占用許可基準
位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎港、稲佐山、南山手のグラバー園や東山手の洋館群への眺めを著しく阻害しないような位置・高さとする。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の緑や周辺景観と調和し、突出した印象を与えるような形態・意匠を避ける。</li> <li>・色彩は、周辺景観との調和に配慮し、けばけばしくならないものとする。</li> <li>・材料は、周囲の景観と調和したものとする。</li> <li>・電柱、広告塔及びこれに類する工作物の色彩は、周辺景観と調和するものとする。ただし、事前の協議で占用者に対し長崎市より指示のあったものについては、この限りではない。</li> <li>・自動販売機は、色彩、覆い等の配慮を行い、周囲の景観に調和するものとする。</li> </ul>

表7-7 「3-② 中島川公園」の占用許可基準

種別	占用許可基準
位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中島川への眺めを著しく阻害しないような位置・高さとする。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和し、突出した印象を与えるような形態・意匠を避ける。</li> <li>・色彩は、周辺景観との調和に配慮し、けばけばしくならないものとする。</li> <li>・材料は、周囲の景観と調和したものとする。</li> <li>・電柱、広告塔及びこれに類する工作物の色彩は、周辺景観と調和するものとする。ただし、事前の協議で占用者に対し長崎市より指示のあったものについては、この限りではない。</li> <li>・自動販売機は、色彩、覆い等の配慮を行い、周囲の景観に調和するものとする。</li> </ul>

表7-8 「3-③ 風頭公園」の占用許可基準

種別	占用許可基準
位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎港一帯への眺めを著しく阻害しないような位置・高さとする。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和し、突出した印象を与えるような形態・意匠を避ける。</li> <li>・色彩は、周辺景観との調和に配慮し、けばけばしくならないものとする。</li> <li>・材料は、周囲の景観と調和したものとする。</li> <li>・電柱、広告塔及びこれに類する工作物の色彩は、周辺景観と調和するものとする。ただし、事前の協議で占用者に対し長崎市より指示のあったものについては、この限りではない。</li> <li>・自動販売機は、色彩、覆い等の配慮を行い、周囲の景観に調和するものとする。</li> </ul>

表7-9 「3-④ 平和公園」の占用許可基準

種別	占用許可基準
位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>平和祈念像及び原爆落下中心碑を見る代表的な視点場から望見されない位置・高さとする(※)。</li> <li>祈念像、泉、稲佐山のビスタライン(眺望ライン)を大切に、園内から稲佐山への眺めを著しく阻害しないような位置・高さとする。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の緑や周辺景観と調和し、突出した印象を与えるような形態・意匠を避ける。</li> <li>色彩は、周辺景観との調和に配慮し、けばけばしくならないものとする。</li> <li>材料は、周囲の景観と調和したものとする。</li> <li>電柱、広告塔及びこれに類する工作物の色彩は、周辺景観と調和するものとする。ただし、事前の協議で占用者に対し長崎市より指示のあったものについては、この限りではない。</li> <li>自動販売機は、色彩、覆い等の配慮を行い、周囲の景観に調和するものとする。</li> </ul>

※：「平和祈念像及び原爆落下中心碑を見る代表的な視点場」とは、「第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」「Ⅲ 重点地区の行為の制限」「③景観形成基準」の図5に示す「視点場」をいう。

表7-10 「3-⑤ 稲佐山公園」の占用許可基準

種別	占用許可基準
位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>長崎港一帯への眺めを著しく阻害しないような位置・高さとする。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の緑や周辺景観と調和し、突出した印象を与えるような形態・意匠を避けること。</li> <li>色彩は、周辺景観との調和に配慮し、けばけばしくならないものとする。</li> <li>材料は、周囲の景観と調和したものとする。</li> <li>電柱、広告塔及びこれに類する工作物の色彩は、周辺景観と調和するものとする。ただし、事前の協議で占用者に対し長崎市より指示のあったものについては、この限りではない。</li> <li>自動販売機は、色彩、覆い等の配慮を行い、周囲の景観に調和するものとする。</li> </ul>

#### 4 港湾法による港湾

表7-11 占用許可基準

種別	占用許可基準
位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>港への景観を著しく阻害しないような位置・高さとする。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観との調和に配慮し、突出した印象を与えるような形態・意匠を避ける。</li> <li>色彩は、周辺景観との調和に配慮し、けばけばしくならないものとする。</li> <li>材料は、周囲の景観と調和したものとする。</li> </ul> <p>※安全上やむを得ない場合を除く。</p>

#### 5 漁港漁場整備法による漁港

表7-12 占用許可基準

種別	占用許可基準
位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>港への景観を著しく阻害しないような位置・高さとする。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観との調和に配慮し、突出した印象を与えるような形態・意匠を避ける。</li> <li>色彩は、周辺景観との調和に配慮し、けばけばしくならないものとする。</li> <li>材料は、周囲の景観と調和したものとする。</li> </ul> <p>※安全上やむを得ない場合を除く。</p>

## 第8章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号ニ関係)

景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、一定の区域を対象に、地域の特徴ある景観に配慮した土地利用のあり方、農用地・農業用施設などの整備・保全の方向や具体的な事業・活用について定めるものであり、本市の景観形成上の重要性や農業振興上の必要性を十分に勘案しながら策定を進めます。